

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ及び数値図化）
- 二 測量の地域 奈良市秋篠町ほか
- 三 測量の期間 令和二年六月三日から同年十一月三十日まで